

国等の苦情申立案件について

○広島県が設置している「広島県政府調達苦情検討委員会」での苦情申立案件の概要

関係調達機関	広島県教育委員会事務局学びの变革推進部特別支援教育課	
調達案件	特別支援学校通学用スクールバス運行業務	
苦情申立人	匿名	
入札手続の経過	令和4年 7月21日	入札公告
	令和4年 9月 8日	開札
	令和4年10月 7日	苦情申立人が広島県政府調達苦情検討委員会に苦情申立て
苦情の概要	<p>入札公告の「入札者に求められる義務」の一般貸切運賃とは異なる特定旅客運賃による落札を認めた調達機関の行為は違法である</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p>【入札公告】</p> <p>6 その他</p> <p>(3) 入札者に求められる義務</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>入札書に記載する金額は、「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について(平成12年1月5日付け中国運輸局公示第3号)」による道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条の2第2項に該当するか否かの審査の結果、運賃・料金を変更すべきことを命じられるおそれがあるものであってはならない。</p> </div>	
苦情処理状況の概要	<ul style="list-style-type: none"> 苦情申立人の主張内容は、入札公告に記載された規定が、入札に参加する一般貸切旅客自動車運送事業者のみならず、<u>特定旅客自動車運送事業者の入札金額をも規制するものであるとの解釈を前提とするもの。</u> 入札公告に記載された文言のうち、特に「<u>審査の結果、運賃・料金を変更すべきことを命じられるおそれがあるものであってはならない</u>」との規定の内容・文言に着目すれば、<u>審査の対象となる一般貸切旅客自動車運送事業者のみ対象とする規制であること、そもそも審査の対象とならない特定旅客自動車運送事業者を対象とする規制ではないことは明らかである。</u> 主張を前提とする本苦情申立は、<u>理由のないことが明らか</u>であり、政府調達に関する苦情の処理手続五「苦情検討の手続」<u>3(二)協定と無関係な場合、ないし(五)その他委員会による検討が適当でない場合</u>に該当するものであり、<u>却下する。</u> 	